

チャート式  
本物の優良業者  
の探し方  
(2011年6月調査結果)

金融庁の許可(投資助言免許)を有していますか?

YES  
⇒具体的な商品説明の前に  
「投資助言契約を結びましたか?」

YES→安心できる  
法令遵守の合法業者)

- お薦め優良業者  
ベスト・スリー
  - アブラハム・プライベートバンク株式会社 「相談したい会社第1位」(ヤフーニュース)  
月10万円からの投資も、助言対象ファンドが豊富  
手数料が比較的安い
  - 第二海援隊(ロイヤル資産家クラブ) ベストセラー作家。投資助言の会員は多数  
老舗。主にマンを助言対象としている  
会費が比較的高い
  - アセットナレッジメント 新規10万ドル以上から
- その他の  
合法業者
  - コンサルティング・アルファ(資産ナビ) 税理士業務と兼務、相続に強み
  - ゴールドスター・アセットマネジメント(資産家ネット) 手数料が比較的高い
  - フィナンシャルマネジメントシステムズ(松本弘樹)

NO→事前に投資助言契約を締結しないのは、  
違法業者の可能性(金融庁へ)⇒営業停止リスクあり

- 対面口頭で  
固有ファンドの  
説明をしている
  - 販売・勧誘行為に該当し、  
第一種金融商品取引業に該当し、  
違法行為
    - メイヤーアセットマネジメント(現:メイヤーインターナショナル)  
(金融庁により行政処分を受け、国外へ逃亡)
    - G3株式会社 (ネットワークビジネス関係者)
    - オーバル (ネットワークビジネス関係者) 121ファンド詐欺を疑われている
    - IFAジャパン (荒川雄一)
- 本やWEB上で  
ファンド名を公開している
  - 販売・勧誘行為に該当し、  
第一種金融商品取引業に該当し、  
違法行為
    - 株式会社グローバルレポート(森智紀)
    - オフショアファンド倶楽部(荒川雄一・オールスターフィナンシャル)
    - リアルキャピタルキャピタルマネジメント

NO→  
無登録営業業者(刑事罰に該当、警察へ)  
(投資家もトラブルに巻き添えになる  
リスクがあるので要注意!)

「香港の投資顧問業者と契約しよう」と違法勧誘  
⇒国内の顧客を相手方として業務を行う場合には、  
金融商品取引業の登録が必要(参照:金融庁HP)

- ALROY(アメジスト香港、マイタン日記) 「裏マイタン日記」というブログで批判されている  
ネット上のブログはこの業者の関係者(アフィリエイト)
- ホルボーン・フィナンシャル・グループ 金融庁から注意喚起が出されている
- グランターグ 日本語サイトは閉鎖  
「グランターグに騙された」というブログあり
- アミチ・インターナショナル(AMICI)(国外退去) 金融庁から注意喚起が出されている
- ハーベスライフ香港 金融庁から注意喚起が出されている
- 海外投資お役立ちガイド(アメジスト香港) デマ情報が多く、多くの批判ブログ  
(裏マイタン日記)が立ち上がっている
- 積立型ファンド情報局(フレンズプロビデント・ハンサード情報) 香港業者へ勧誘する為のデマ
- オフショアマッチング 香港業者への誘導サイト

「代理店・紹介代理店」と名乗り、海外業者を紹介  
⇒「非営利で顧客を紹介しているだけです」と弁明しているが、  
営利を目的としなくても、業務を反復継続性をもって  
対公衆性のある行為として行っているれば  
金融商品取引業とみなされる(参照:金融庁HP)

結果的に、非合法業者・無登録業者へ  
顧客を継続的に紹介している違法ブログ  
(無責任で間違った情報・デマも多く注意)

- ゼロから分かるオフショア投資 金融庁に処罰されたメイヤー社に紹介
- 香港マイタン日記 アメジスト香港に紹介
- オフショア投資ブログ(オフショアブログ村)
- フレンズプロビデント、スタンダードライフから  
始めた海外投資マニアJOKERのブログ
- めざせ億万/オフショア投資を考える
- 海外投資!海外ファンド購入法&運用法情報(ヒゲりんご) デマが多い
- 海外投資がわかる!ブログ
- FPが綴る「フレンズプロビデント」で個人年金構築
- フレンズプロビデントとHSBC口座開設日記
- 海外ファンド研究会

HSBC香港など海外銀行口座の開設・ツアーを推奨していませんか?

推奨している⇒

日本の無登録業者が、日本人を無理に香港に連れ出し、合法を装うとしている(偽装)  
実際は、国内銀行口座から海外ファンドは購入可能

- プロアクティブ・アセット・マネジメント
- イーパートナーズ
- アメジスト香港(香港マイタン日記)
- 元信 ハッジファンドblog投資の鉄人

参考

調査方法:2010年8月から2011年6月にかけて、筆者が各社に問い合わせ及び面談。当該から実際に受けた対応を、金融庁及び弁護士に確認し、  
合法・違法を判定した。【参考文献】小島宗一郎ほか「金融商品取引法制の解説(2)金融商品取引法の目的・定義規定」(旬刊商事法務1772号24頁(2006)  
平成19年7月)バブコム35頁No3